

2023年3月5日

中華人民共和国最高人民法院御中
中華人民共和国最高人民検察院御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会

「知的財産権刑事事件の取り扱いにおける法律適用の若干問題に対する解釈（意見募集稿）」
に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第二条	<p>具体的な修正提案ではなく、第二項及び第三号に関する運用上の要望。要望内容は右記の通り。</p> <p>「次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十三條に規定する「同一の商標、役務」と認定しなければならない。</p> <p>（一）行為者が実際に生産販売した商品の名称、実際に提供した役務の名称が、他人が指定商品に使用した商品、役務の名称と同一であった場合。</p> <p>（二）両者の商品名称は異なるが、機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルート等が同一であり、かつ関連公衆が一般的に同種の商品と認識している場合。</p> <p>（三）両者の役務名称は異なるが、役務の目的、内容、方式、提供者、対象、場所等が同一であり、かつ関連公衆が一般的に同種の役務であると認識している場合。」</p>	<p>第二項および第三項にいう商品・役務に該当する範囲が狭く解釈されることを懸念する。少なくとも商標局が定める類似群で同じコードに属するものは、第二項または第三項を満たすと判断する等、広めの解釈をしていただきたい。</p>
第二十二条	<p>「次の各号のいずれかに該当する場合、事情を考慮して軽く処罰することができる。</p> <p>（一）権利者の容赦を得た場合。</p> <p>（二）罪過を悔いている場合。</p> <p>（三）不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合。」とあるが、「（二）罪過を悔いている場合。」を削除し、当該削除に応じて（三）を（二）に繰り上げるよう修正することを要望する。</p>	<p>中国における模倣品業者に対する刑事裁判では、かなり重大な事案でも執行猶予が付くことがあり、施行猶予中に再犯することもある。従って、規定の解釈が曖昧になることに起因して刑事処罰が軽くなる可能性がある規定については、その解釈を曖昧にする該当部分の記載を削除すべきである。</p> <p>第二十二条第二項は、罪過を悔いている程度の解釈が曖昧になることから削除すべきである。悔いているかを問わず、罪過の内容に応じて粛々と処罰すべきである。</p>

（以上）